

第20回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成25年12月4日午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

金沢地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

櫻野紀之，金山陽一，柴田史郎，柴田紀子，谷村和宏，徳永幸藏（委員長），
中村明子，中本義徳，堀岡啓信，宮本奈緒美，和田三貴子（五十音順，敬称
略）

(2) 事務担当者

岩武首席家裁調査官，桑村次席家裁調査官，橋本首席書記官，池田事務局長，
畦地総務課長，田中総務課課長補佐，竹原庶務係長

4 議事

(1) 新任委員の紹介及び挨拶

(2) 委員長選任

(3) 委員長開会挨拶

(4) 第19回金沢家庭裁判所委員会で提案された意見に対する取組状況の報告

第19回金沢家庭裁判所委員会で提案された次の意見について別紙1の1の
とおり報告を行った。

なお，委員から別紙1の2とおり追加提案がなされた。

(5) 本日のテーマ「面会交流について - 子の福祉と家庭裁判所が果たす役割 - 」 についての説明等

ア 基本説明

イ DVD「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」視聴

ウ 児童室及び観察室の見学

(6) 質疑応答及び意見交換

別紙2のとおり

(7) 委員長閉会挨拶

5 次回開催日時及びテーマ

(1) 日時

平成26年6月3日(火)午後1時30分

(2) テーマ

未定

(別紙 1)

(発言者 / 委員, 事務担当者)

1 第 19 回金沢家庭裁判所委員会で提案された意見及び取組状況の報告

- (1) 授乳室に、衝立やカーテンを付けた方がよい。また、外から授乳室の使用状況が分かるようドアに使用中等の表示をしてはどうか。

授乳室は、基本的に 1 人の利用者が内鍵をかけて授乳を行うことを想定しているため、目隠し措置や使用中の表示は行っていないものである。

しかしながら、利用者が内鍵を締め忘れる可能性もあるため、注意喚起の表示を行った。

- (2) 授乳にはおむつ交換がつきものだが、多目的トイレ内にはおむつ交換スペースがあるものの、授乳室にはないので、おむつ交換スペースの設置を検討してはどうか。

授乳室の広さの関係上、おむつ交換台の設置は困難だが、授乳室の隣にある多目的お手洗い内におむつ交換台が設置されているので、授乳室内におむつ交換台の案内表示を行った。また、1 階待合室内のキッズコーナーには、おむつ交換台の場所と併せて授乳室の場所の案内表示を行った。

- (3) 食堂は一般の方も利用できることを取り上げて、市民が親しみやすい家庭裁判所を広報してみてもどうか。

代表例として、裁判所の広報活動として随時受け入れている法廷等見学の際に、見学者に対して食堂の利用が可能である旨の案内を行っている。

2 追加提案

食堂が地下にあるため場所が分かりにくいので、来庁者に分かりやすいような工夫をしてはどうか。また、授乳室におむつ交換台を設置するスペースがないのであれば、マットのようなものを置くだけでもかなり利用しやすくなるのではないかと。

御提案いただいた内容については、引き続き検討していきたい。

(別紙 2)

(発言者 / 委員 , 事務担当者)

相手と口もききたくないというのが離婚の現実だと思うが、このような状況での面会交流に、裁判所はどのような形で関与するのか。

感情的に対立している夫婦が面会交流についてだけ仲良く協力し合うというのは難しいのが現実だが、面会交流の実現の必要性を両親に十分に理解してもらうことが必要であると考えている。

家庭裁判所では、家裁調査官が、子どもの年齢や状況に応じて面会交流の日時、場所、宿泊の有無等の具体的な内容を提案し、家事調停委員が両親の意見調整を行っている。調停が終了した後の面会交流に裁判所が関与することは基本的にないが、履行勧告という手続を行った場合には、面会交流の実施も含めた関与をすることがある。

裁判所は、面会交流の調停事件において、子どもの非監護親に対する思いをどのような形で伝えるのか。

調停の比較的初期段階で家裁調査官が子どもの意向聴取を行い、調停の場で両親に調査結果を伝えている。そうすることで、親として、別居又は離婚後に自分たちの生き方をどう変えるべきかを考えてもらうよう問題提起し、家事調停委員が具体的な調整を行っていくというのが基本的なスタイルである。

臨床心理士や心療内科等の専門家は面会交流に係る調停に関与するのか。また、子どもの調査を行う上で、子どもの状況をよく把握している関係者や関係機関等との連携は行われているのか。

家庭裁判所の医務室には精神科医と看護師が配置されており、精神医学の知識や看護的な対応が必要なケースで関与することがある。他には、大学で心理教育、社会学、教育学等を学んだ家裁調査官があり、中には臨床心理士資格を有している者もいる。

調停が終了する際、調停当事者に対して、関係機関等の社会資源の活用方法などの情報を提供している。

社会状況の変化による面会交流事件の増加に伴い、事件の内容はどのように変わってきているのか。

子どもをめぐる紛争に限って言えば、以前より深刻に争うケースが増え、年々、質、量とも大きく変化していると感じる。これは、少子化やワーク・ライフ・バランスなどをはじめとする社会の変化に伴い、男女の役割意識が変化してきたことが一因ではないかと思う。例えば、以前は子の親権者は当然母親という考えが一般的だったかもしれないが、現在ではそのような考え方が通用しなくなってきている。

東京都の面会交流支援事業のような社会資源を活用した面会交流支援が地方にも必要だと思うが、裁判所として、今後どのような社会資源の活用を考えているのか。

社会資源に紛争解決を含めた支援を求めるのは難しいと思うが、裁判所での紛争解決後の面会交流をスムーズに行いたい、あるいは、裁判所を利用するほど紛争は深刻でないが、面会交流をスムーズに行いたいとの理由から社会資源に対する潜在的なニーズは相当あると思う。公益社団法人家庭問題情報センター（以下「FPIC」という。）では、希望者が援助を申し込むことで、面会交流の調整等の支援を行っている。金沢にはFPICのような団体はないが、基本説明の中で紹介した、京都家裁が浄土宗西山禅林寺派総本山永観堂禅林寺の協力を得て試行的面会交流を行っている例のように、面会交流の支援が可能な社会資源や場所を金沢でも発掘したいと考えている。

金沢にも寺が多いが、例えば、浄土真宗であれば東別院や西別院に対し、面会交流に協力してくれる傘下の寺がないかを問い合わせてみたらどうだろうか。寺に限らず、教会などでもよいかもしれない。

金沢家庭裁判所の旧庁舎施設は、面会交流での使い勝手が非常に悪かったが、新庁舎の児童室や観察室は小さな子どもにも対応しており使いやすそうだった。

裁判所データブックには、裁判所の事件が軒並み減少傾向にある中で、行政事件や労働審判と並んで家事調停の事件数が増えていることが記載されていたが、これは、仕事で面会交流を取り扱う機会が増えたという自分自身の実感に合致する内容だった。

自分が取り扱った範囲では、30代から40代の父親が強く面会交流を求めるケースが増えていると感じている。例えば非監護親が父の場合、夫婦間に紛争があっても、父子間の交流が日常的に行われていれば、調停に関係なくスム

スムーズな面会交流が実現されているケースが多いと感じるが、婚姻中に十分な交流を行っていなかった父親が、離婚後に至って自分は父親であると強く主張して面会交流を求めるケースは対応が難しいと感じる。このようなケースでは、父親が、子どもの利益よりも自分の利益を中心に考えていると感じることがある。

子どもとの日常的な交わりが少なく権利意識が前面に出る親に対しては、調停の比較的早期の段階で試行的面会交流を行い、親としての面会交流の在り方を問題提起し、考えてもらうという作業を行っている。

裁判所では、試行的面会交流を実施する傾向が強くなっていると思うが、子どもは親やその周囲の対立を敏感に感じ取り、試行的面会交流を実施した結果、かえって子どもを混乱させたケースがあった。裁判所には、調停中における面会交流の実施について、個々の子どもに応じた慎重な判断を期待したい。また、調停成立後でも1回か2回程度、あるいは、調停係属中であっても弁護士が代理人として付いている場合には、児童室や観察室を利用した面会交流を実施できるように配慮してもらえたらと思う。

離婚調停成立後、両親の気持ちの整理がついて子どもが紛争にさらされなくなったことで、意外とスムーズに面会交流が実現したということは往々にしてある。これを調停係属中に実現すべく、裁判官をはじめとする裁判所職員や家事調停委員が日々試行錯誤して調整を行っている。裁判所としては、面会交流の機会をできる限り奪わないというスタンスで臨んでいる。

面会交流はどの程度の期間続くのか。

面会交流が問題になるのは子どもが幼い場合である。子どもがある程度成長すれば自分で面会交流するか否かを判断できるようになるので、少なくとも、その程度の年齢までは続くものと思っている。

DVの問題のある事案では、面会交流の諸条件を提示されても女性側が消極的になってしまっているためなかなか話が進まない。そのようなケースでは、この近辺であれば中央公園といった、警察官の目に付くような交番の側でという程度しか面会交流の場所を提案することができない。面会交流が子の福祉という目的であることは理解できるが、DVが離婚原因である場合は支配関係が存在しており、女性が面会交流に踏み切れない原因となっているので、調停係

属中であれば、面会交流の代替措置として写真や手紙のやりとりにとどめたり、調停成立後であれば裁判所の施設を利用して面会交流を行わせてあげるなど、DV案件に限った柔軟な対応をしてもらえたらと思う。

裁判所は、子どもの権利を最優先に考え、これを実現するためにはどうすべきかをもちと外部に発信すべきではないか。そうした取組が、子どもの権利や思いを実現する組織の創設にもつながっていくと思う。

親権を主張し合う両親の狭間に子どもが置かれている状況下においても、第三者的な立場で子どもの成長を見守っていく制度が社会として必要なのかもしれない。